

産業衛生 レポート

No.548

2025 年 5 月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項について ～労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係～

(令和 7 年 3 月 31 日 厚生労働省 基監発 0331 第 1 号)

令和 5 年 10 月 27 日に取りまとめられた「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書」では、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」）第 29 条に基づく指示等以外の注文者等による安全上の指示について、国が、現場の実態を踏まえて「安全上の指示」と「指揮命令」との関係について、分かりやすく整理し、周知することが決定された。

その後、労働政策審議会安全衛生分科会では、次の方針が了承された。

- ・注文者や元方事業者が業務委託を受けた個人事業者や関係請負人の労働者の安全衛生確保の観点から行う指示等について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の「労働者性」の有無や「偽装請負※」への該当性を判断する観点から、基本的な考え方及び留意が必要な事項等をガイドライン等により具体的に例示すること。
- ・安全衛生上の指示等の対象者が「請負業者の労働者に該当しない者（個人事業者等）」であるか「請負業者の労働者」であるかによって、「労働者性」の問題か、「偽装請負」の問題かを切り分けて整理すべきこと。

※請負契約等の形式となっているが、実態として、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号））上の労働者派遣事業であると判断されるものをいう

これに基づき、安全衛生上の指示等が、労働基準法上の労働者に該当するか否かの判断や偽装請負に該当するか否かの判断に直ちに影響を及ぼさない場合や、留意が必要な場合について、基本的な考え方及び留意事項が示されたため、注文者や元方事業者等の関係者への周知と運用の徹底を図ってください。

1 基本的な考え方

2 労働安全衛生関係法令に基づく措置の履行との関係について

- (1) 総論
- (2) 安衛法第 29 条に基づく指導・指示やこれと同趣旨の指導・指示と労働者性及び偽装請負との関係について
- (3) 安衛法令違反の未然防止の観点から実施する広範な指導について

3 一般的な安全衛生上の指示等についての留意事項

- (1) 総論
- (2) 関係作業者の心身に関すること
 - ア 心身の健康状態の確認等に関する事項
 - イ 安全衛生意識の啓発に関する事項
- (3) 業務に関係する物に関すること
 - ア 業務に使用する車両や機械・設備に関する事項
 - イ 関係作業者の服装、装備、所持品に関する事項
 - ウ 各種保護具・安全用品に関する事項
- (4) 場所に関すること

=====

- ア 構内における安全衛生のルールに関する事項
- イ 構内における安全衛生のルールを遵守するための支援に関する事項
- (5) 作業内容に関すること
 - ア 作業に影響を及ぼす安全衛生上の指導・指示に関すること
 - イ 作業状況の監視・管理に関すること
 - ウ 技術的な指導に関する事項に関すること
- (6) 情報共有、情報伝達に関すること
 - ア 教育・研修、ミーティングに関する事項
 - イ 注意喚起に関する事項
- (7) その他の支援に関する事項

詳細は以下をご確認ください。

・【通達】 [注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項\(労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係\)について](#)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

～「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行う際に事業者が講ずる措置～

(令和 7 年 4 月 15 日 厚生労働省令第 57 号)

職場における熱中症対策強化に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号）が公布され、同則には第 612 条の 2 が新設されています。令和 7 年 6 月 1 日に施行されますので、以下を参考にして、適切な対応をお願いします。

● 労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）

第 3 編 衛生基準

第 5 章 温度及び湿度（第 612 条の 2 新設）

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第 612 条の 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコールド、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない

● 対象：熱中症を生ずるおそれのある作業

「WBGT（湿球黒球温度）28℃以上 又は 気温 31℃以上の環境下で、連続 1 時間以上 又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業

● 施行日

令和 7 年 6 月 1 日

=====

詳細は以下をご確認ください。

- ・【省令】 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(厚生労働省令第 57 号\)](#)
- ・【パンフレット】 [「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット\[6.4MB\]](#)
- ・【リーフレット】 [「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット\[1.5MB\]](#)
- ・【パブリックコメント】 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令案\(熱中症関係\)に関する意見募集の結果について](#)
- ・【参考】 [職場における熱中症予防情報](#)

【お知らせ①】皮膚等障害化学物質 対象物質の追加について

皮膚等障害化学物質が 1064 物質から 1125 物質に拡大しています（令和 7 年 2 月 26 日更新）。自部門で対象物質の使用がないか確認して、皮膚障害等防止用保護具選定マニュアル（第 2 版）を参考に適切な対応をお願いします。

詳細、対象物質一覧は以下を参照してください。

- ・ [皮膚等障害化学物質※1\(労働安全衛生規則第 594 条の2\(令和6年4月1日施行\)\)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト\(令和 7 年 2 月 26 日更新\).xlsx](#)
- ・ [皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル 第 2 版\(2025 年 3 月\).pdf](#)

【お知らせ②】がん原性物質 対象物質一覧（令和 9 年 4 月 1 日適用分）の公表について

先月号にて、労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 5 項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示についてお知らせしましたが、本告示適用後のがん原性物質一覧が公表され、198 物質から 247 物質（令和 7 年 4 月 10 日現在）に拡大しています。令和 9 年 4 月 1 日から適用されますので、自部門で対象物質の使用がないか確認し、適切な対応をお願いします。

対象物質一覧は以下を参照してください。

- ・ [労働安全衛生規則第 577 条の2の規定に基づき作業記録等の 30 年間保存の対象となる化学物質の一覧\(令和9年4月1日適用分\).xlsx](#)